

## 地下水汚染が確認された際の

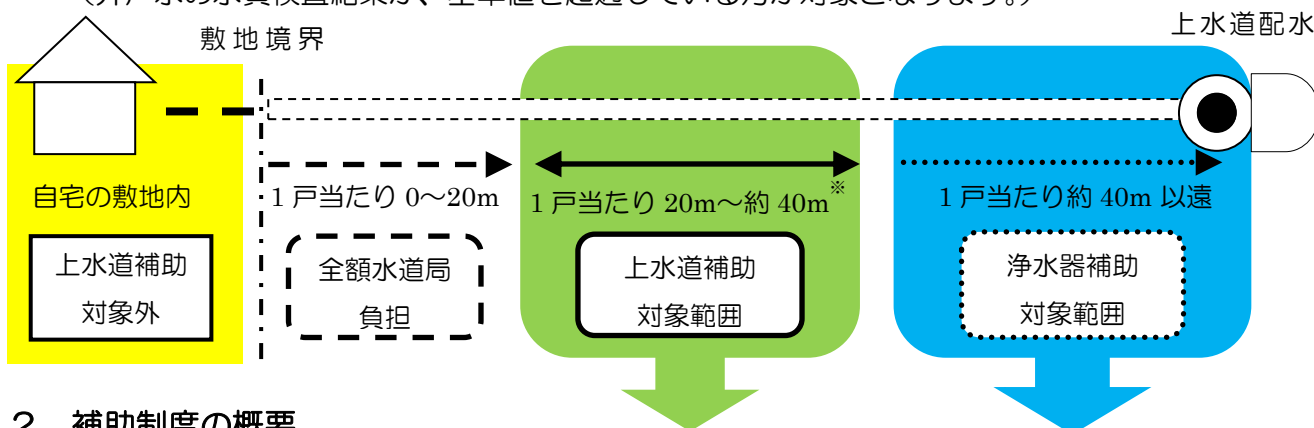
### 上水道配水管布設補助制度及び浄水器設置費補助制度について（千葉市）

千葉市では、地下水汚染対策として市民が上水道配水管（本管）を布設又は浄水器を設置する際に必要となる費用について補助を実施しています。

#### 1 補助の対象となる方

千葉市内に在住で、地下水汚染が生じた井戸水を飲用している方。

（井戸水の水質検査結果が、基準値を超過している方が対象となります。）



#### 2 補助制度の概要

	上水道補助制度	浄水器補助制度
対象費用	上水道配水管布設工事に要する費用	浄水器の購入及び設置に要する費用
対象要件	上水道配水管布設工事に要する費用の一部を負担する方	住宅敷地の隣接道路に上水道配水管が布設されておらず、隣接道路まで上水道配水管を布設した際、個人の負担相当額が50万円を超える方
限度額	50万円	18万円（費用の9割）

※40mとは、上水道配水管を布設する場合に負担する額が50万円程度になると想定される距離。

#### 3 注意事項

- ・上記の補助制度は、必ず事前の申請が必要です。
- ・浄水器補助制度の対象となるのは、市の指定した業者の特定の機種のみです。

問合せ先

環境規制課 地下水・土壌班（市役所高層棟7階）

TEL 043-245-5196

FAX 043-245-5557

（令和8年4月時点）